

# 「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」の概要

## 1 新しい公共とは

「新しい公共」とは、「人々の支え合いと活気のある社会」を作るため、「市民団体、企業、政府等がそれぞれの役割を持って当事者として参加し、協働する場」である。

「新しい公共」が作り出す社会は、「支え合いと活気がある社会」であり、すべての人に居場所と出番があり、みなが人に役立つ喜びを大切にする社会であるとともに、その中から、さまざまな新しいサービス市場が興り、活発な経済活動が展開され、その果実が社会に適正に戻ってくる事で、人々の生活が潤うという、よい循環の中で発展する社会である。

(平成 22 年 6 月 4 日 第 8 回「新しい公共円卓会議」宣言より)

## 2 支援事業の基本コンセプト

### 1 実施に当たっての3原則

NPO等の自立的活動の間接的後押しが基本、2年間暫定的対応事業選定の運営委員会は、市民、NPO、企業等の多様な構成支援事業の選定過程は可能な限り開示し、透明性を確保、支援を受けるNPO等は、報告と情報開示の徹底により、市民等の監視と評価を受ける。

### 2 実施に当たっての基本的考え方

支援事業の内容は、一過性のPRやイベント等ではなく、NPO等の支援が将来にわたり継続・発展することが可能な人材・仕組みづくりに重点を置く。

支援事業の推進は、可能な限り、中間支援組織、市民ファンド等との協調と連携を図る。

NPO等の信頼性向上のため、全国共通の情報基盤への掲載や会計基準の導入に必要な知識や技術を提供するなどNPO等の情報開示を支援

NPO等と地域の企業や経済界の連携を重視。地域貢献の活動等を推進

意欲と創造力のあるNPO等と地方自治体連携強化

新しい公共の多様な担い手が協働し、自ら地域の諸課題の解決に当たる仕組みの構築と普及

制度・領域横断的な対応で既存の制度や規制の制約を乗り越えて新しい公共の取組の幅の拡大を図る。

## 3 支援事業の実施内容

### 東京都への交付金 約5.74億円

「各都道府県共通基礎額(86億円×1/2÷47)」+「共通基礎額以外の額をNPO数と公益法人等数の合計額で全国比率配分」

国から交付金 基金造成 支援事業終了時、基金残額を国庫へ納付

### 支援事業の内容

NPO等の活動基盤整備のための支援事業

財務諸表等整備の専門家派遣、個別指導、講習会開催、データベース整備と情報提供、地元企業等へ説明会等

寄附募集支援事業

寄附税制の説明会開催、地元企業への協力要請説明会、寄附募集イベント開催等

融資利用の円滑化のための支援事業

融資申請方式理解促進、専門家派遣、個別指導、講習会開催等

つなぎ融資の利子補給事業

行政からの委託業務に係るつなぎ融資に対する利子相当額を試験的に助成

モデル事業

新しい公共の場づくりのためのモデル事業

1プロジェクト100~1,000万円、多様な担い手からなる新しい公共の体制を構築し、地域の諸課題解決を図るプロセスをモデル的に実施、NPO等と都道府県、区市町村が連携して事業に応募

社会イノベーション推進のためのモデル事業が別枠で実施予定(都対象外)

【ガイドライン改定】  
モデル事業に震災対応案件を設けることが可能(平成23年4月12日付)

要件緩和

実施主体の要件(概ね5団体)の緩和

緊急措置

都道府県で実施事業を決定可能

運営委員会、監査等共通事務

市民・NPO等、企業、マスコミなどが構成員となる運営委員会で事業選定・評価